

# たのしみ、ずっと

新通貨選択利率更改型終身保険

## 契約締結前交付書面 (契約概要／注意喚起情報)

この書面は、保険業法第300条の2(準用金融商品取引法第37条の3第1項)に基づく、  
契約締結前にお客さまに交付しなければならない「契約締結前交付書面」です。

### ご契約前に必ず十分にお読みください

「契約締結前交付書面」は、ご契約の申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ず十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

# 契約概要



この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。

記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

## 1 この保険のしくみについて

この保険は、3種類の通貨(米ドル・豪ドル・ユーロ)から契約通貨をご選択いただき、契約通貨建てで運用するしくみの一時払の生命保険商品です。

契約通貨建ての一時払保険料を契約日および各更改日に適用される積立利率で、積立利率適用期間ごとに運用します。

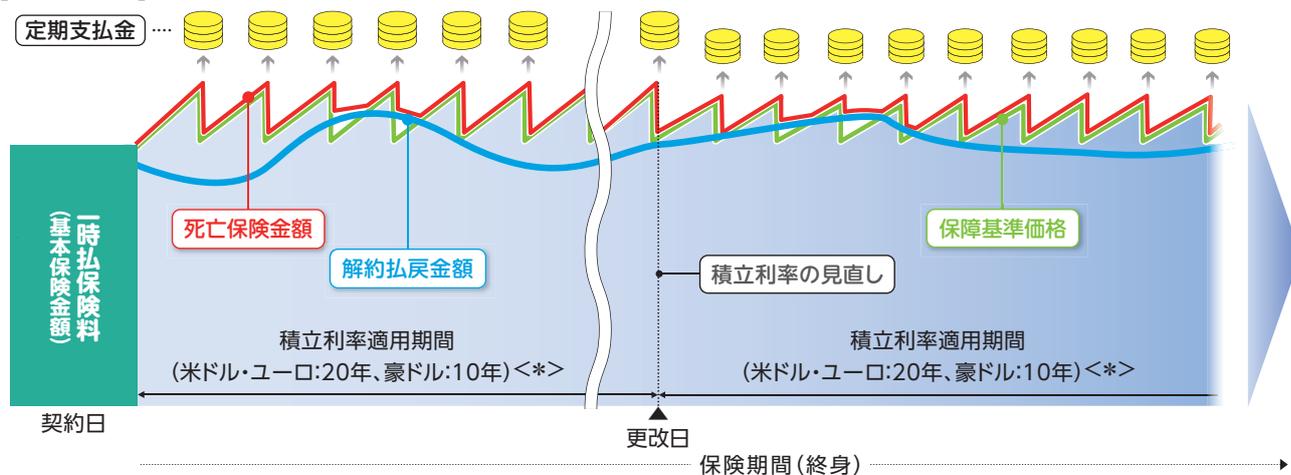
『たのしみ、ずっと』の正式名称は、新通貨選択利率更改型終身保険です。

なお、この保険には、定期支払特則が適用されます。

この保険は、為替相場の変動や市場金利の変動等により、保険金等の受取時に損失が生じるおそれがあります。

※ 詳しくは、「注意喚起情報」P.11の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

【イメージ図】



※ 上図はイメージ図であり、将来の死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。

< \* > 積立利率適用期間は、契約日または更改日における被保険者の年齢が81歳以上の場合、契約通貨にかかわらず10年となります。

## 2 定期支払金について

- 契約日後の毎年の契約応当日始に被保険者が生存している場合、契約通貨建ての定期支払金(契約日または更改日の積立利率による1年間の利息相当分)を解約控除なしにお受取りいただきます。この定期支払金の額は、一時払保険料に契約日の積立利率を乗じて算出します。  
※ 更改日後の定期支払金の額は、一時払保険料に更改日の積立利率を乗じて算出します。
- 円支払特約を付加することで、円でお受取りいただくこともできます。



- ・ 定期支払金を円で受取る場合、為替相場の影響を受けるため、定期支払金の額は変動する場合があります。
- ・ 定期支払金支払後の保障基準価格は、支払前の保障基準価格から定期支払額を差引いた額に改められます。

## 3 積立利率について

- 積立利率は、三井住友海上プライマリー生命所定の日に設定されます。したがって、申込日と契約日が異なる場合、申込時点の積立利率とは異なる場合があります。また、市場金利の影響等で積立利率が設定されず、ご契約いただけない場合があります。最新の情報は、募集代理店または三井住友海上プライマリー生命ホームページ等でご確認ください。
- 契約日および更改日に適用される積立利率は、契約通貨、積立利率適用期間、被保険者の年齢によって異なります。この積立利率は、積立利率適用期間中に変更されることはありません。更改日に改められた積立利率は、契約者宛に郵送で通知します。
- 積立利率適用期間は、米ドル・ユーロは20年、豪ドルは10年となります。ただし、契約日または更改日における被保険者の年齢が81歳以上のときは契約通貨にかかわらず10年となります。
- 積立利率は、積立利率適用期間および契約通貨に応じて、三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費を差引いた利率です。  
※ 詳細については、P.9の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご参照ください。
- 将来の保険金および解約払戻金を支払うための基準となる保障基準価格は、一時払保険料に積立利率を適用して経過した期間により計算します。なお、定期支払金支払後の保障基準価格は、支払前の保障基準価格から定期支払額を差引いた額に改められます。
- 積立利率は、積立利率適用期間満了時における解約払戻金額(定期支払金の受取ではその既払額との合計額)の、一時払保険料に対する実質的な利回り(年複利)とは異なります。

## 4 保障の内容について

被保険者の生涯にわたり、死亡保障が継続します。

### 死亡保険金

保険期間中に被保険者が死亡された場合、次のいずれか大きい額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお受取りいただきます。

- ① 被保険者が死亡された日における保障基準価格
- ② 被保険者が死亡された日における解約払戻金額



- ・ 免責事由に該当するときは、死亡保険金のお支払いができません。免責事由について詳しくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。
- ・ 死亡保険金の支払事由が発生していたにもかかわらず、定期支払金をご契約者に支払われていた場合には、お支払いする死亡保険金は、既に支払った定期支払金を差引いた額とします。

## 5 配当金について

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

## 6 主契約に付加できる主な特約について

### ● 遺族年金支払特約

被保険者が死亡された場合に、死亡保険金の全部または一部を、一括でのお支払いにかえて年金形式でお支払いします。

### ● 円入金特約

保険料を円でお払込みいただきます。円で受領した保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領する日< \* >における所定の為替レートを用いて外貨(米ドル/豪ドル/ユーロ)に換算し、外貨建一時払保険料として受領します。

### ● 外貨入金特約

保険料を契約通貨と異なる外貨(米ドル/豪ドル)でお払込みいただきます。契約通貨と異なる外貨で受領した保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領する日< \* >における所定の為替レートを用いて契約通貨に換算(米ドル→豪ドル/豪ドル→米ドル)し、一時払保険料として受領します。

### ● 円支払特約

外貨建ての死亡保険金、解約払戻金および定期支払金等を円でお支払いします。死亡保険金、解約払戻金等については、三井住友海上プライマリー生命が請求を受付けた日< \* >における所定の為替レート、定期支払金については、定期支払日または三井住友海上プライマリー生命が請求を受付けた日のいずれか遅い日< \* >における所定の為替レートを用いて円換算し、お支払いします。

< \* > その日が、所定の為替レートの指標として三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※ 特約について詳しくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

## 7

## ご契約のお取扱いについて

契約通貨		米ドル	豪ドル	ユーロ
一時払保険料	最低	1万米ドル (1米ドル単位)	1万豪ドル (1豪ドル単位)	1万ユーロ (1ユーロ単位)
	最高	契約日時点の円換算額20億円 ※ 契約日時点の円換算額は、円入金特約で適用する為替レートに基づき算出します。		
	円入金特約を 付加した場合	100万円以上(100円単位)以上20億円以下		
	外貨入金特約 を付加した 場合	払込通貨により上記最低額、 最高額を適用します		お取扱い いたしません
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		0歳～90歳		
保険期間		終身		
保険料の払込方法		一時払のみ ※ 一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座への送金となります。		
増額		お取扱いいたしません		
一部解約		お取扱いいたしません		

※ 同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の定額個人年金保険または定額終身保険のご契約がある場合、基本保険金額の契約日時点の円換算額と既契約の通算対象額を合算し、この合算額の上限は20億円となります。なお、既契約の換算レートはその契約日時点のレートを適用します。

## 8 解約払戻金について

- 保険期間中であればいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 解約による払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格より、契約日からの経過年数に応じた解約控除額を差引いた金額となります。
- 解約控除額は、契約日から解約日までの年数が10年未満の場合に、契約日からの経過年数に応じた解約控除率を一時払保険料に乗じた金額となります。
- 解約時の払戻金額は、次のとおり計算されます。

$$\text{解約払戻金額} = \text{①市場調整価格} - \text{②解約控除額}$$

$$\text{①市場調整価格} = \text{A 解約日の保障基準価格}< * 1 > - \text{B 市場調整額}$$

市場調整額は次のとおりとします。

(1) 解約日が更改日の場合

$$\text{B 市場調整額} = 0$$

(2) (1)以外の場合

$$\text{B 市場調整額} = \text{A 解約日の保障基準価格}< * 1 > \times \left\{ 1 - \left( \frac{1+i}{1+j} \right)^{\text{残存月数}< * 2 > / 12} \right\}$$

▶ 市場調整額により、解約払戻金に対応する資産の時価を反映させます。

※ i は、適用している積立利率の計算に用いた指標金利

※ j は、解約日においてこの保険契約に適用している積立利率適用期間および契約通貨に応じた指標金利

< \* 1 > 保障基準価格とは、基本保険金額に積立利率を適用して経過した期間により計算した価格です。なお、定期支払金支払後の保障基準価格は、支払前の保障基準価格から定期支払額を差引いた額に改められます。

< \* 2 > 残存月数は、解約日から更改日までの月数です。(端数日は切り上げます。)

$$\text{②解約控除額} = \text{一時払保険料} \times \text{所定の解約控除率}< * 3 >$$

< \* 3 > 解約控除率については、P.10をご参照ください。



解約払戻金額は、上記の調整および控除により、一時払保険料を下回る可能性があります。

【解約払戻金の例】

<契約例> 被保険者契約年齢:60歳 一時払保険料:20,000米ドル  
積立利率:4.05% 契約日の指標金利:5.09%

(単位:米ドル)

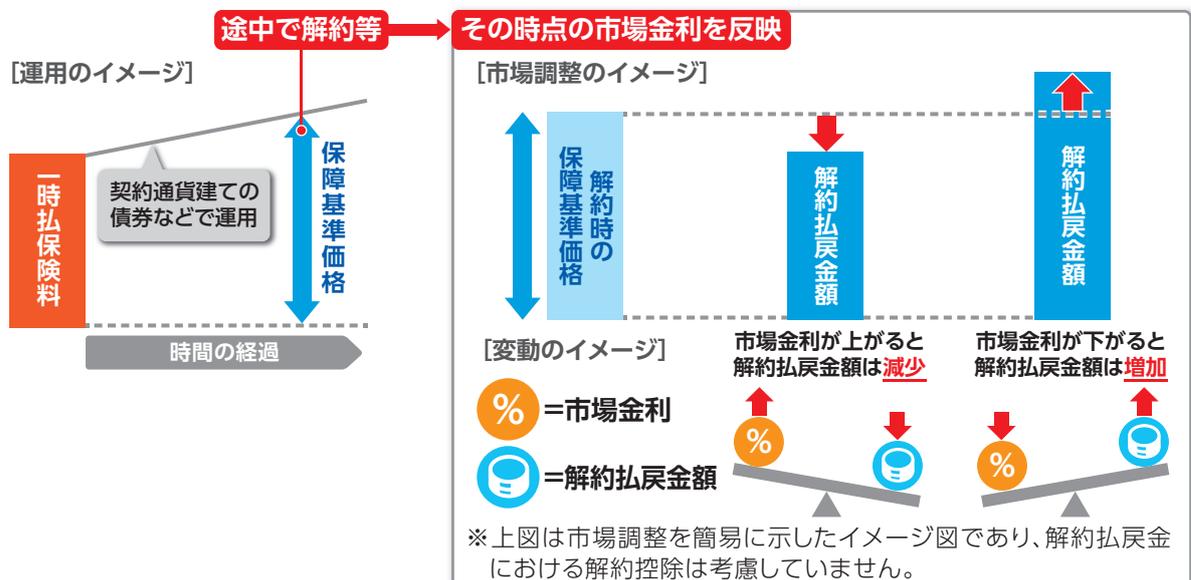
経過年数 <*1>	解約日の指標金利ごとの解約払戻金額				
	6.09% (+1%)	5.59% (+0.5%)	5.09% (±0%)	4.59% (-0.5%)	4.09% (-1%)
1年	15,626	17,195	18,920	20,817	22,904
3年	16,186	17,610	19,160	20,849	22,690
5年	16,751	18,026	19,400	20,883	22,484
7年	17,323	18,443	19,640	20,919	22,287
9年	17,901	18,863	19,880	20,957	22,098
11年	18,366	19,164	20,000	20,877	21,797
13年	18,717	19,346	20,000	20,679	21,384
15年	19,075	19,531	20,000	20,483	20,979
17年	19,440	19,717	20,000	20,288	20,582
19年	19,811	19,905	20,000	20,096	20,192
20年<*2>	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000

<\*1> この例表では、契約日から最初に迎える更改日(契約日から20年)までを年単位の契約応当日ごとに表示しています。

<\*2> 経過年数20年は、更改日となるため市場調整額は0(ゼロ)となり、市場調整価格は保障基準価格と同額となります。

【市場調整について】

- この保険は、主に契約通貨建ての債券で運用しており、解約時などに、その価値の変動を、解約払戻金に反映します。
- このしくみを、「市場調整」といいます。



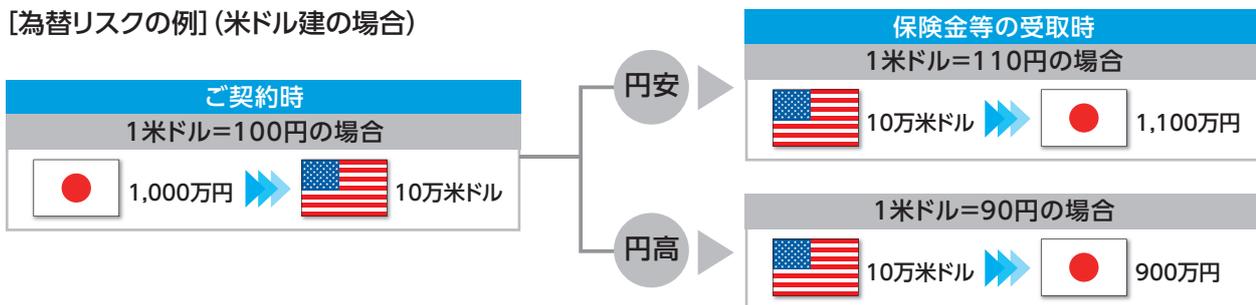
## 9 諸費用について

諸費用については、「注意喚起情報」P.9の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご参照ください。

## 10 為替リスクについて

死亡保険金、解約払戻金等のお受取りはすべて契約通貨となります。契約通貨と異なる通貨でお受取りになる場合には、為替リスクの影響により、損失が生じるおそれがあります。

【為替リスクの例】(米ドル建の場合)



この保険の為替リスクについては、「注意喚起情報」P.11の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

## 11 金銭の授受について

この保険に係る金銭の授受は原則として契約通貨で行います。なお、外貨を受取る場合には、外貨を受領できる口座が必要になります。また、口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

# 注意喚起 情報



この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しております。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。



## 1. 諸費用に関する事項の概要について

### ● ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

### ● 保険期間中にご負担いただく費用

保険期間中に適用される積立利率適用期間ごとの積立利率は、積立利率適用期間および契約通貨に応じて、指標金利の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費を差引いた利率です。したがって、保険期間中に直接ご負担いただく費用はありません。なお、この積立利率は、契約通貨、積立利率適用期間、契約日および更改日における被保険者の年齢によって異なります。

※ 保険関係費とは、死亡保障に備えるための死亡保障費率、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。

※ 指標金利および積立利率については三井住友海上プライマリー生命ホームページにてご確認ください。

## ● 外貨で契約を締結することで生じる費用

- ・ 一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- ・ 一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合と保険金等を円で受取る場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM + 50銭
保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合の外貨入金特約レート	(契約通貨のTTM + 25銭) ÷ (払込通貨のTTM - 25銭)
定期支払金を除く 保険金等を円で受取る場合の円支払特約レート	TTM - 50銭

※ 定期支払金を円で受取る場合の為替レートは、TTMが適用されます。

## ● 遺族年金支払特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して1%	年金支払日に 責任準備金から控除

※ 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

## ● 解約時にご負担いただく費用

契約日から解約日までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じた解約控除率を一時払保険料に乘じ、その金額(解約控除額)を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

### ■ 契約日からの経過年数ごとの解約控除率

1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満
6%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%	3%
6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上	
2.4%	1.8%	1.2%	0.6%	0%	



## 2. この保険のリスクについて

### ● 為替リスクについて

この保険は、一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、死亡保険金、解約払戻金等（以下、保険金等）受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお払込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合（契約時の為替レートと同じ）でも、為替手数料分の負担が生じます。

### ● 市場リスクについて

この保険を解約する場合、運用資産（債券など）の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

## 3

## 反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません

契約者、被保険者、保険金等受取人が、次のいずれかに該当する場合は保険契約のお申込みはできません。

- ・ 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- ・ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ・ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ・ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

また、契約締結後に反社会的勢力に該当することが発覚した場合は、将来に向かって契約を解除します。

## 4

## この保険はクーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録によるお申出により、契約のお申込みの撤回または契約の解除(以下、お申込みの撤回等)をすることができます。

### 【書面によるお申出】

書面によるお申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じます。書面に下記内容をご記入のうえ、三井住友海上プライマリー生命宛に郵送してください。

#### <郵送先>

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル  
三井住友海上プライマリー生命 クーリング・オフ担当

#### <記入内容>

記載いただく事項	記入例
①申込番号 (契約申込書の右下に記載があります。)	①ABXXXXXXXX
②書面送付先	②三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
③お申込みの撤回をする旨の意思表示	③申込の撤回を行います。
④お申込みの撤回を希望する理由(任意)	④〇〇〇〇〇〇〇のため。
⑤募集代理店	⑤〇〇〇〇銀行
⑥一時払保険料の金額	⑥10,000,000円
⑦保険料送金済みの場合、返金口座 (申込者または契約者の本人口座)	⑦〇〇〇〇銀行 〇〇支店 普通△△△△△△△△ 口座名義人 ホケン タロウ
⑧住所	⑧東京都千代田区〇〇町〇〇
⑨電話番号(日中連絡先)	⑨03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
⑩生年月日	⑩昭和〇〇年〇〇月〇〇日
⑪契約者(申込者)フリガナ	⑪ホケン タロウ
⑫契約者(申込者)氏名(自署)	⑫保険 太郎

### 【電磁的記録によるお申出】

電磁的記録(申出フォーム)によるお申込みの撤回等は、お手続きの受付完了画面が表示された時に効力が生じます。三井住友海上プライマリー生命ホームページの「お問い合わせ」にある「クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)」内の「クーリング・オフ申出フォームによるお手続き」よりお申出ください。

お申込みの撤回等があった場合は、三井住友海上プライマリー生命に保険料としてお払込みいただいた通貨での金額を全額返還いたします。(外貨で保険料をご入金いただいた場合、外貨にて返還いたします。)

円入金特約または外貨入金特約を付加＜＊＞して、契約通貨と異なる通貨で保険料を払込んだ場合、返還する通貨はお払込みいただいた通貨となります。(例えば、円入金特約を付加して円でお払込みいただいた場合は、円で同額を返還いたします。)

＜＊＞ 特約の付加に応じて三井住友海上プライマリー生命所定の為替手数料がかかります。

次の場合には、お申込みの撤回等を行うことはできません。

- ・ お申込者またはご契約者が法人(会社)の場合、または個人事業主(雇用主)が事業としてご契約された場合
- ・ ご契約の内容変更(特約中途付加など)の場合

お申込みの撤回等の書面の投函または電磁的記録によるお申出と行違いに保険証券が到着した場合や、お申込みの撤回等に関するお問い合わせは、下記お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター(お問い合わせのみです。電話、FAXでのお申出はできません。)  
フリーダイヤル 0120-125-104  
受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時

**円のご資金を金融機関等で、お申込みの契約通貨(外貨)に交換して一時払保険料をお払込みいただいた場合、次の点についてご注意ください。**

- ・ その金融機関所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。また、三井住友海上プライマリー生命指定の口座へ送金するための所定の手数料がかかる場合があります。
- ・ 契約通貨(外貨)で同額を返還するため、外貨を受領できる口座が必要となり、その口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等がかかる場合があります。
- ・ 契約通貨(外貨)で返還された保険料を円に交換する場合、交換する金融機関所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。この場合、為替相場の変動により、円換算した金額が円のご資金を下回り、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。

## 5 責任開始期・生命保険募集人の権限について

お申込みいただいたご契約を三井住友海上プライマリー生命がお引受けすることを決定(承諾)した場合には、一時払保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領した日を契約日とし、この日より三井住友海上プライマリー生命は保険契約上の責任を負います。

生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

保険契約の成立後に変更等をされる場合にも、原則として三井住友海上プライマリー生命の承諾が必要となります。

## 6 保険金等をお支払いできない場合について

被保険者が死亡されても、以下のとおり保険金等をお支払いできないことがあります。

責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者または保険金等の受取人の故意により被保険者が死亡した場合等の免責事由に該当するときは、保険金等のお支払いができません。

重大事由によりご契約が解除された場合、保険金等をお支払いできません。代表的なものは次のとおりです。

- ・ ご契約者または保険金等の受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- ・ ご契約者、被保険者、保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき

詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効の場合、受取った保険料は払戻しいたしません。

- ・ ご契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を取消した場合
- ・ ご契約者が保険金等を不法に取得する目的、または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を無効とした場合

## 7 解約と解約払戻金について

解約による払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格より、契約日からの経過年数に応じた解約控除額を差引いた金額となります。そのため一時払保険料を下回る可能性があります。

詳細については、「契約概要」P.6の「8.解約払戻金について」をご参照ください。

## 8 生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

三井住友海上プライマリー生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

※ 詳細につきましては、生命保険契約者保護機構 (TEL:03-3286-2820) までお問合わせください。

## 9 為替リスクについて

為替リスクについては、P.11の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

## 10 預金等との違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。

この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

# 11 その他のご注意いただきたい事項について

## ■ 保険契約の乗換えについて

現在ご契約されている保険契約を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となることがありますのでご注意ください。

- ・ 新たなご契約につきましては、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始日から2年以内の自殺、責任開始期前の発病等の場合には、保険金が支払われないことがあります。
- ・ 現在のご契約を解約された場合、多くの場合は解約払戻金は払込保険料より少ない金額となります。また、特約を含めたご契約の効力は失われます。なお、新たなご契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

※ 上記は乗換えに際して、お客さまに不利益と思われる一般的な事項を掲げております。保険商品によっては上記以外の事項もある場合がありますので、三井住友海上プライマリー生命へご相談ください。

## ■ 個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度について

三井住友海上プライマリー生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

個人情報に関する事項にご同意のうえ、保険契約をお申込みください。ご同意いただけない場合は、お申込みをお引受けできません。

保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります。(支払査定時照会制度)

個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度の詳細については、「[ご契約のしおり・約款](#)」に記載しております。

## ■ お引受けにあたっての重要な事項について

保険料を借入金で調達した場合、市場調整等によっては解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。このため、三井住友海上プライマリー生命では借入金を一時払保険料に充当することを前提としたご契約のお引受けはしておりません。

次の場合にも、ご契約のお引受けはしておりません。

- ・ **被保険者が入院中の場合**  
次のケースについても入院中に準じた取扱いとなります。
  - (1) 継続入院中の一時帰宅
  - (2) 末期療養(ターミナルケア)のための帰宅
  - (3) 申込日以降の入院予定や検査入院
  - (4) 余命宣告を受けた場合
  - (5) 特別養護老人ホームおよび医療施設に準ずる施設(介護医療院、介護老人保健施設)に入所中もしくは入所予定
- ・ ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人が、日本国内に居住していない場合、または永住目的の海外渡航予定がある場合

## 12 保険会社の商号と住所等について

商号	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
住所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
TEL	0120-125-104
ホームページ	<a href="https://www.ms-primary.com">https://www.ms-primary.com</a>

## 13 税金のお取扱いについて

この保険は次の基準により外貨を円に換算したうえで、日本国内で販売される一般の生命保険契約と同様にお取扱いいたします。円での入出金においては、円での実額を基準とします。外貨での入出金においては、表中のとおりとします。

科目	円換算日	換算時為替レート
保険料	保険料領収日	対顧客電信売買相場の 仲値 (TTM)
定期支払金	定期支払金の支払日	
解約払戻金	請求受付日	
死亡保険金	支払事由の発生日 (相続税の対象となる場合)	対顧客電信買相場 (TTB)
	死亡保険金の支払日 (所得税の対象となる場合)	対顧客電信売買相場の 仲値 (TTM)

### ● 一時払保険料の税務

お払込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。

### ● 定期支払金に対する課税

定期支払額から必要経費控除後の金額に対して、所得税(雑所得) + 住民税が課税されます。

### ● 解約払戻金に対する課税

解約時の差益に対して、所得税(一時所得) + 住民税が課税されます。

## ● 死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税<*>
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得) +住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

<\*> 「生命保険金の非課税枠(500万円×法定相続人数) <相続税法第12条>」が適用されます。



- ・ 税金のお取扱いについての詳細は、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。
- ・ 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」があわせてかかります。
- ・ 税制上のお取扱いは2024年12月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

## 14

## 保険金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について

お客さまのご請求に応じて保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、またはお支払いできない場合については、「[ご契約のしおり・約款](#)」または三井住友海上プライマリー生命ホームページ (<https://www.ms-primary.com>) に掲載しておりますのであわせてご確認ください。

三井住友海上プライマリー生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

## 15

## 生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、下記「お問い合わせ・ご相談受付先」までご連絡ください。

三井住友海上プライマリー生命 お客様サービスセンター

フリーダイヤル

お問い合わせ・  
ご相談受付先

**0120-125-104**

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

## 16

## (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は、(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。





A series of horizontal dotted lines spanning the width of the page, providing a guide for writing.



募集代理店

大和証券株式会社

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル

資料請求・お問い合わせ フリーダイヤル 0120-125-104

<https://www.ms-primary.com>

